

勝浦町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金

補助金交付申請のながれ



①各種様式を手元に準備する

役場住民課に取りに来る、または勝浦町ホームページからダウンロードする

②飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施

- ・手術前と後の写真（猫の全身及び耳カットが確認できるもの）を撮っておく
- ・処置証明書（様式第2号）を動物病院に持参し、獣医師に記入してもらう
- ・手術に要した費用の証明となる書類を保管しておく

※以上3点は、申請時の添付書類として必ず必要なものになります。

③役場住民課へ交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を提出する

猫の手術を終えた日から30日以内、又は手術を終えた日の属する年度末日のいずれか早い日までに次の書類を添えて提出する

- *手術前と手術後の猫の写真（全身及び耳のV字カットが確認できるもの）
- *処置証明書（様式第2号）1匹につき1枚必要
- *手術に要した費用の支払を証する書類の写し

④補助金交付決定および確定通知を受け取る

③の書類の審査後、役場から交付決定兼確定通知書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）が郵送される

⑤役場住民課へ請求書（様式第4号）を提出する

④で受け取った請求書に必要事項を記入し、役場に持参又は郵送で提出する

⑥役場から申請者の指定口座へ補助金を振り込む

注 意

令和5年度の予算額は10万円です。

先着順で受付し、上限に達し次第終了となりますので、ご了承ください。

申請状況については、ホームページやお電話にて、事前にご確認ください。

（問い合わせ先）
勝浦町役場 住民課
勝浦町大字久国字久保田3番地
電話 0885-42-1501
I P 050-3438-7148